

公 示

第五管区海上保安本部長公示第45号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年11月27日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 近畿整備局浪速国道事務所

（2）住 所 大阪府大阪市西区九条南1丁目4番18号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 阪神港神戸区第2区

（別添付図のとおり）

（2）期 間 令和6年12月 1日から

令和6年12月27日まで

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する。



海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

 : 測量区域

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)